

社会福祉法人仙台市障害者福祉協会
理事及び監事並びに評議員に対する報酬等支給規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、定款第10条第1項第2号に規定する理事及び監事の報酬等の額、同第3号に規定する理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準について必要な事項を定めるものとする。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員に対して、定款第8条第1項に基づき、各年度の総額が60万円を超えない範囲で算定した額を報酬として支給することができる。

2 評議員に対する報酬は、日額とし、次の基準のとおり支給する。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 評議員会に出席した評議員に対する報酬 | 11,136円 |
| (2) 各種委員会に出席した評議員に対する報酬 | 6,682円 |

(理事及び監事の報酬等)

第3条 理事及び監事に対して、定款第22条に基づき、各年度の総額が60万円を超えない範囲で算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事に対する報酬は、日額とし、次の基準のとおり支給する。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 評議員会に出席した理事及び監事に対する報酬 | 11,136円 |
| (2) 理事会に出席した理事及び監事に対する報酬 | 11,136円 |
| (3) 監査に従事した監事に対する報酬 | 16,705円 |
| (4) 各種委員会に出席した理事及び監事に対する報酬 | 6,682円 |

3 職員を兼務する場合は、理事及び監事にかかる報酬を支給せず、職員の規定により給与を支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員には定款第8条第2項に基づき、理事及び監事には定款第22条第2項に基づき、その行動に対して費用を弁償することができる。

2 前項の費用弁償の額は、日額2,000円とする。

3 費用を弁償できる理事及び監事並びに評議員の行動とは、この規程に定める報酬の支給を受けていない場合に限るものとする。

(支給の方法)

第5条 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等は、毎月勤務実態に即して翌月末に銀行振り込みにて支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月15日から施行する。

2 この規程の施行後は、社会福祉法人仙台市障害者福祉協会役員報酬等規程(平成24年12月28日施行)を廃止する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。